

IFRS in Focus

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IASB が IFRS の年次改善 (2011年) に関する公開草案を公表

目次

- はじめに
- 提案された改訂

要約

- 本公開草案(ED)は、次の基準書に対する改訂を提案するものである。
 - IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」
 - IAS 第 1 号「財務諸表の表示」
 - IAS 第 16 号「有形固定資産」
 - IAS 第 32 号「金融商品：表示」
 - IAS 第 34 号「中間財務報告」
- 提案された改訂は、最終化された場合、2013年1月1日以後開始する事業年度から適用され、早期適用が認められる。
- コメント期間は 2011年10月21日に終了する。

はじめに

2011年6月22日に、国際会計基準審議会(IASB)は、5つの国際財務報告基準書(IFRS)の提案された改訂を含む、公開草案 ED/2011/2「IFRS の改善(2011年)」を、一般のコメントを求めるために公表した。これらの改訂は、緊急ではないが必要である IFRS の改訂のため、年次改善プロセスのもとで提案されている。

本提案の発効日は、最終化された場合、2013年1月1日以後開始する事業年度であり、早期適用が認められる。ED に対するコメント期間は、2011年10月21日に終了する。

提案された改訂

| 基準書 | 項目 | 提案された改訂 | 提案された発効日および経過措置 |
|-------------------------------|----------------|---|---------------------------------------|
| IFRS 第 1 号 「国際財務報告基準の初度適用」 | IFRS 第 1 号の再適用 | 企業の直近の年次財務諸表が IFRS への準拠に関する明示的かつ無限定の記述を含んでいない場合に、当該企業が直近の年次財務諸表で報告した会計期間より前の報告期間において IFRS 第 1 号を適用していたとしても、企業は、IFRS 第 1 号の適用を要求されることを明確にする。 | 2013年1月1日以後開始する事業年度から適用され、早期適用が認められる。 |

| 基準書 | 項目 | 提案された改訂 | 提案された発効日 および経過措置 |
|---------------------|--|---|--|
| | 資産化の開始日が IFRS 移行日より前である適格資産に関連する借入費用 | IFRS 移行日より前に従前の GAAP に従って借入費用を資産化した企業は、IFRS 移行日の開始財政状態計算書において、以前に資産化された金額を無調整で繰り延べることができることを明確にする。 また、IFRS 移行日以後に発生した借入費用は、IFRS 移行日において建設中の適格資産から発生する借入費用を含め、IAS 第 23 号「借入費用」に従って表示されるべきであることを明確にする。 | 2013 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から適用され、早期適用が認められる。 |
| IAS 第 1 号「財務諸表の表示」 | 比較情報に関する要求の明確化 | 最低限の比較情報の要求を超える期間について、追加の財務諸表情報は必要ないことを明確にする。追加の比較情報が提供される場合、当該情報は IFRS に従って表示されるべきである。 企業が会計方針を変更する場合、もしくは遡及的修正再表示を行うまたは分類変更する場合について、次のことを明確にする。 a) 開始財政状態計算書は、要求される比較期間の期首として表示されるべきである b) 関連する注記は、この開始財政状態計算書に付属することは要求されない | 2013 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から適用され、早期適用が認められる。 |
| | 更新された概念フレームワークとの一貫性 | IAS 第 1 号における財務諸表の目的を「概念フレームワーク」における財務報告の目的に置き換える。 | 2013 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から適用され、早期適用が認められる。 |
| IAS 第 16 号「有形固定資産」 | 保守器具の分類 | 保守器具は、1 期以上の会計期間にわたって使用される場合、固定資産として分類され、そうでなければ棚卸資産として分類されるべきであることを明確にする。 | 2013 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から適用され、早期適用が認められる。 |
| IAS 第 32 号「金融商品：表示」 | 資本性金融商品の保有者に対する分配および資本取引の取引費用に係る法人所得税上の取扱い | 資本性金融商品の保有者に対する分配に関連する法人所得税および資本取引の取引費用に関連する法人所得税は、IAS 第 12 号「法人所得税」に従って会計処理されるべきであることを明確にする。 | 2013 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から適用され、早期適用が認められる。適用は遡及的に行われる。 |

| 基準書 | 項目 | 提案された改訂 | 提案された発効日 および経過措置 |
|--------------------|-------------------------|---|--|
| IAS 第 34 号「中間財務報告」 | 中間財務報告および総資産に関するセグメント情報 | 特定の報告セグメントについての総資産は、当該金額が最高経営意思決定者に定期的に提示され、かつ直前の年次財務諸表に開示された金額からそのセグメントについての総資産に重要な変動が存在した場合にのみ、開示されることを規定することにより、中間報告のセグメント情報に関連する要求を明確にする。 | 2013年1月1日以後開始する事業年度から適用され、早期適用が認められる。適用は将来に向かって行われる。 |

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファーム各社(有限責任監査法人トーマツおよび税理士法人トーマツ、ならびにそれぞれの関係会社)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス等を提供しております。また、国内約 40 都市に約 7,000 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスをさまざまな業種の上場・非上場クライアントに提供しています。全世界 150 カ国を超えるメンバーファームのネットワークで、ワールドクラスの品質と地域に対する深い専門知識により、いかなる場所でもクライアントの発展を支援しています。デロイトの約 170,000 人におよぶ人材は“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/をご覧ください。